

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定
における技術提案説明書

〔大阪市立駐車場経営戦略検討調査業務委託〕

1 業務の名称および概要

1) 業務名称

大阪市立駐車場経営戦略検討調査業務委託

2) 業務概要

大阪市では、違法駐車による交通渋滞及び交通事故の解消、商業・業務など都市活動の維持・向上を図るため、昭和40年代より条例に基づき市立駐車場を順次整備し、管理運営してきた。

平成3年4月に策定の「大阪市駐車基本計画」に基づき駐車場の増設を含む長期的かつ総合的な駐車対策を進め、現在は21箇所の市立駐車場を管理運営している。普通自動車等約6,000台、自動二輪は計273台分の駐車場を配備し、市内の違法駐車減少に効果を表しており、今後も引き続き、同計画に基づき違法駐車抑制等に資するための長期的かつ総合的な駐車対策を継続していく必要がある。

自動車交通量減少や、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加など経営環境は厳しさを増すことが想定される中で、将来にわたり、安定的、継続的な事業経営を推進するため、「大阪市立駐車場経営戦略（以下「経営戦略」）」を令和4年3月に策定した。

「経営戦略」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とした収支計画である。粗い試算ではあるが、令和32年度までの長期的な収支見込を把握した上で健全な駐車場運営は可能と見込み、その上で、令和13年度までの10年間を計画期間としている。策定から5年が経過する令和8年度には、社会経済情勢等の状況を十分に踏まえ、「経営戦略」の中間見直しを行うこととしている。

本業務は、社会経済情勢の変化や施設の老朽化状況などを反映し、長期的な収支見込を整理した上で、「経営戦略」の見直しを行うものである。

3) 業務内容

- ・直近の施設の点検結果を踏まえた上で、大規模修繕も考慮した概算修繕額を把握し、長期的な投資見通しの整理
- ・現状の経営状態を分析し、長期的な収入見通しの整理
- ・適正な維持管理の遂行、利用者の利便性向上、経営の合理化などの視点を踏まえ、長期的な収支見込を検討
- ・上記を踏まえ、「経営戦略」（維持管理計画含む）の中間見直し案の作成

4) 技術の提案

本業務においては、次の点について高度な技術的検討が必要となるため、技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。

① 維持管理計画の見直しについて

経営戦略の中間見直しに際し、直近の点検結果を反映した維持管理計画の見直しを行うこととしており、令和9年～令和32年度までに必要な大規模改修を考慮した概算修繕額を把握し、維持管理計画の見直しをする必要がある。

そこで、維持管理計画の見直しを進めていくうえでの課題や着眼点を挙げ、その見直しについて検討及び実施プロセスについて述べること。

② 経営戦略の見直しについて

経営戦略については、社会経済情勢等の状況を十分に踏まえて見直しを行うこととしており、現状の経営状態を分析し、長期的な収入見通しの整理を行い、適切な維持管理の遂行、利用者の利便性向上、経営の合理化などの視点を踏まえ長期的な収支見込を検討する必要がある。

そこで、経営戦略の見直しを進めていくうえでの課題や着眼点を挙げ、その見直しの検討及び実施プロセスについて述べること。

5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ～ 令和9年3月31日

6) 履行場所

市内一円

7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

成果品	体裁	部数
大阪市立駐車場経営戦略（本編）	A4 版パイプ式ファイル	3 部
大阪市立駐車場経営戦略（概要版）	A4 版パイプ式ファイル	3 部

市場価格調査等における報告書	A4 版フラットファイル	3 部
維持管理計画（見直し）	A4 版フラットファイル	3 部
打合せ議事録簿	A4 版フラットファイル	3 部
電子データ	CD-R または DVD-R	3 枚
その他（監督職員が指示するもの）	—	一式

8) その他

本業務の特記仕様書は別添資料のとおりである。

2 公募資料の交付方法

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。（大阪市 HP→組織一覧→建設局
→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件）

3 技術提案書の提出者に必要とされる要件

1) 参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は次のとおりである。

（単体企業に関する条件）

- ①建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく、「鋼構造及びコンクリート部門」「都市及び地方計画部門」「施工計画、施工設備及び積算部門」のすべてに登録を受け、令和 5・6・7 年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする）
- ②大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者。
- ⑥業務実施上の条件として、平成 27 年度以降に元請けとして、官公庁等発注の「土木施設の維持管理計画の実績」、または「経営戦略業務の実績」を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務」を有していること）

2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者であり、それぞ

れ以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当またはRCCM相当の国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

<管理技術者・照査技術者>

本業務では管理技術者および照査技術者を配置することとし、資格については次のいずれかの条件(1.2.3.4)を満たし、実績については平成27年度以降に、次に示す(ア)について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。

1. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「鋼構造及びコンクリート」「都市及び地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
2. 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門「建設－鋼構造及びコンクリート」「建設－都市及び地方計画」「建設－施工計画、施工設備及び積算」のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。
3. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
4. RCCM（登録部門：「鋼構造及びコンクリート」「都市及び地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）の資格を有し、登録を受けている者。

(ア)官公庁等発注の土木施設の維持管理計画の実績、または経営戦略業務の実績を有すること。

<担当技術者1・2>

本業務では担当技術者を配置することとし、実績については平成27年度以降に、次に示す(担当技術者1)(担当技術者2)について、元請け（共同企業体の場合は代表者または構成員）の技術者として従事した実績を有し、規定業務として次の業務実績を有していること。

(担当技術者1)官公庁等発注の土木施設の維持管理計画の実績を有すること

(担当技術者2)官公庁等発注の経営戦略業務の実績を有すること

本業務では、担当技術者を「維持管理計画見直し」で1名、「経営戦略の見直し」で1名の計2名配置とするが、担当技術者の人数は、少なくとも2名以上配置することを想定しているものであり、3名以上の技術者の配置を妨げるものではない。

なお、3人目以降の担当技術者の経験・能力は問わない。ただし受注者（共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員）と直接雇用関係を有していること。

<管理技術者及び担当技術者1・2の令和7年6月17日時点での手持ち業務量>

全ての手持ち業務（管理技術者及び照査技術者、担当技術者となっている他の業務のうち

500 万円以上の業務)の契約金額の合計が 10 億円未満かつ件数が 10 件未満であること。

4 参加表明

1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和 7 年 7 月 7 日(月) 17 時 30 分までに、大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)まで①～⑤を持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥⑦も提出すること。

- ①参加表明書(様式-1)
- ②企業の業務実績書(様式-2)
- ③業務実施体制書(様式-3)
- ④配置予定技術者経歴書(様式-4)
- ⑤配置予定技術者実績書(様式-5)
- ⑥業務委託特別共同企業体結成届(様式-6の1)
- ⑦業務委託特別共同企業体協定書(様式-6の2)

2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式-1～6(A4判)に示されるとおりとする。
なお文字サイズは 10 ポイント以上とする。

3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績	・記載する業務は平成 27 年度以降に完了した官公庁等発注の土木施設の維持管理計画、経営戦略業務の元請けとしての実績 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付し、土木施設の維持管理計画、経営戦略業務であることが確認できる箇所に下線を引くこと。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載様式は様式-2 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。
業務実施体制	・各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。 ・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 ・代表者が管理技術者、照査技術者を配置すること。 ・記載様式は様式-3 とする。
予定技術者の経歴等	・配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。

	・規定業務の実績または経験を1件以上記載する。なお、実績については、平成27年度以降に完了した官公庁等発注の元請けによる業務を対象とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式－4とする。 ・各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。
予定技術者の過去10年間の規定業務実績	・配置予定の技術者が過去に従事した規定業務の実績または経験について1件毎記載する。 ・記載する規定業務は資格審査基準を参考とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付し、土木施設の維持管理計画、経営戦略業務であることが確認できる箇所に下線を引くこと。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部を添付すること。 ・記載する様式は様式－5とし、図面、写真等を引用する場合も含め1枚以内に記載する。

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

①提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため持参すること（郵送等は認めない）。

②提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

③提出期限

令和7年7月7日（月）17時30分まで

④返信用封筒

選定または非選定通知の返信用封筒として、長形3号封筒に宛先を明記の上、特定記録料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、参加表明書と併せて提出するものとする。

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

①質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I.質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

e メールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II.質問の受付期間

掲示の日から～令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時 30 分（必着）

- ②質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 3 日（木）より、本市建設局のホームページに掲載する。なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

6) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

①技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙 A のとおりとする。

②技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和 7 年 7 月中旬頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して 5 日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、A 4 版とする）にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし、説明請求は持参による。

①受付場所 4 4) に同じ

②受付時間 9 時～17 時 30 分（ただし、12 時 15 分～13 時は除く）

5 技術提案書

1) 技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は様式－7～10（A4版）とし、文字サイズは10ポイント以上とする。
なお、提案書（様式－7を除く）に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。
また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－8とする（A4判片面1枚）。
特定テーマに対する技術提案	・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。 ・記載にあたり、概念図、出典を明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。 ・記載様式は様式－9とし、<u>テーマ毎</u>にA4判片面4枚以内に記載する。 ・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。
その他	・提出要請書に対する意見、特記仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。 ・記載様式は様式－10とし、A4判片面1枚以内に記載する。
見積書	・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。 ・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。 ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に内訳が分かるものを記載する。

4) 業務規模

業務規模の上限を5,300万円（消費税込み）とする。

5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

- ①提出方法 : 2部(正1部及び写し1部)を持参(郵送等は認めない)。
- ②提出場所 : 4-4)に同じ
- ③提出期限 : 令和7年7月31日(木)17時30分必着
- ④返信用封筒: 特定または非特定通知の返信用封筒として、長形3号封筒に宛先を明記の上、特定記録料金を加えた所定の料金の切手を貼って、技術提案書と併せて提出するものとする。

8) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙Bのとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式-7~10を併せて審査を行う。

9) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

- ①ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。
- ②ヒアリング時の追加資料は受理しない。

10) 技術提案書に関する質問の受付および回答

- ①質問は、書面(書式自由、A4判とする)により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

(ア)質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)

電話 06-6615-6664

eメールアドレス: la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

(イ)質問の受付期間

令和7年7月18日(金)17時30分(必着)

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで

- ②質問に対する回答は、令和7年7月25日(金)より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

11) 技術提案書の特定について

- ①提出された技術提案書の中から、8)により最も優れた技術提案書を特定することとし

ているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点（実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計）の得点率が 50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。

②技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和 7 年 8 月下旬頃に参加者に通知する。

③技術提案書を特定された者との契約は、通知後、速やかに行うこととする。

④最も評価点が高い技術提案書を特定することとしているが、最も評価点が高い技術提案書が複数ある場合は、技術提案評価基準にある特定テーマ 1 に対する技術提案の点数が最も高い技術提案書を優先して特定する。

なお、上記の点数が同点であった場合は、特定テーマ 2 に対する技術提案の点数が最も高い技術提案書を優先して特定する。

12) 非特定理由に関する事項

①提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。

②上記 ①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。

③上記 ②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日を含まない。）に書面により行う。

④非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

I. 受付場所：4 4) の提出場所と同じ

II. 受付日時：9 時～17 時 30 分（ただし、12 時 15 分～13 時は除く）

6 その他の留意事項

1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

3) 参加者のうち、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る入札参加停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。

4) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる場合でも失格とする。

ただし、提出された資料の内容確認のために、補足資料の提出を求める場合がある。

- 5) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。ただし、本市は提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
- 技術提案は、その提案内容が一般的に使用されているものである場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- 7) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
- また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 9) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きについて意見聴取を行う学識経験者を有する委員会の委員と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。
- 10) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 11) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 12) 参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中は管理技術者及び担当技術者1・2の手持ち業務量がそれぞれ契約金額で10億円、件数で10件未満となるようにすることとし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を以下のa)～c)までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。
- a) 当該管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - b) 当該管理技術者等と同等の技術者資格を有する者
 - c) 手持ち業務量が当該業務の技術提案説明書において設定している予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者
- 13) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式-11)を提出すること。

資格審査基準

〔大阪市立駐車場経営戦略検討調査業務委託〕

別紙A

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
参加表明者の経験と能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく、「鋼構造及びコンクリート部門」「都市及び地方計画部門」「施工計画、施工設備及び積算部門」のすべてに登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)	
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降に、次に示すいずれかまたは両方の規定業務について、元請けとして業務実績を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務」を有していること) 【規定業務】 1.官公庁等発注(※2)の土木施設の維持管理計画の実績 2.官公庁等発注(※2)の経営戦略業務の実績	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	本業務では管理技術者を配置することとし、次のいずれかの条件を満たすこと。また受注者(共同企業体により参加する場合は、代表者)と直接雇用関係を有していること、 1.技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「鋼構造及びコンクリート」「都市及び地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 2.技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門「建設—鋼構造及びコンクリート」「建設—都市及び地方計画」「建設—施工計画、施工設備及び積算」のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。 3.国土交通大臣(旧建設大臣)に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 4.RCCM(登録部門:「鋼構造及びコンクリート」「都市及び地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示すいずれかまたは両方の規定業務について、元請けの技術者として従事した実績(※1)を有していること。 【規定業務】 1.官公庁等発注(※2)の土木施設の維持管理計画の実績 2.官公庁等発注(※2)の経営戦略業務の実績	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	本業務では照査技術者を配置することとし、次のいずれかの条件を満たすこと。また受注者(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員)と直接雇用関係を有していること、 1.技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「鋼構造及びコンクリート」「都市及び地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 2.技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門「建設—鋼構造及びコンクリート」「建設—都市及び地方計画」「建設—施工計画、施工設備及び積算」のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。 3.国土交通大臣(旧建設大臣)に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 4.RCCM(登録部門:「鋼構造及びコンクリート」「都市及び地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示すいずれかまたは両方の規定業務について、元請けの技術者として従事した実績(※1)を有していること。 【規定業務】 1.官公庁等発注(※2)の土木施設の維持管理計画の実績 2.官公庁等発注(※2)の経営戦略業務の実績	様式-5を審査する
	担当技術者1	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	本業務では担当技術者を配置することとし、次の条件を満たすこと。また受注者(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員)と直接雇用関係を有していること 平成27年度以降に、次に示す規定業務について、元請け(共同企業体の場合は代表者または構成員)の技術者として従事した実績を有していること。 【規定業務】 官公庁等発注(※2)の維持管理計画の実績	様式-4を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	
	担当技術者2	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	本業務では担当技術者を配置することとし、次の条件を満たすこと。また受注者(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員)と直接雇用関係を有していること 平成27年度以降に、次に示す規定業務について、元請け(共同企業体の場合は代表者または構成員)の技術者として従事した実績を有していること。 【規定業務】 官公庁等発注(※2)の経営戦略業務の実績	様式-4を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	
業務実施体制	その他留意事項			本業務では、担当技術者を維持管理計画見直しで1名、経営戦略の見直しで1名の計2名配置とするが、担当技術者の人数は、少なくとも2名以上配置することを想定しているものであり、3名以上の技術者の配置を妨げるものではない。 なお、3人目以降の担当技術者の経験・能力は問わない。ただし受注者(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員)と直接雇用関係を有していること。	
	業務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (主たる部分とは、本業務における印刷、議事録の作成などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	様式-3を審査する

※1:過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。

※2:地方道路公社、高速道路株式会社法に基づく高速道路会社、独立行政法人都市再生機構、鉄道事業者(特定目的鉄道事業者は除く)または軌道経営者を含む。

技術提案書評価基準
〔大阪市立駐車場経営戦略検討調査業務委託〕

別紙B

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(1) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑯の各項目毎に、次のように点数を計算して

120点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

＜計算方法＞

A の場合は、配点×5／5点 B の場合は、配点×3／5点 C の場合は0点

A' の場合は、配点×4／5点 B' の場合は、配点×2／5点

テ ー マ 特 定 1	内容	【維持管理計画の見直しについて】 経営戦略の中間見直しに際し、直近の点検結果を反映した維持管理計画の見直しを行うこととしており、令和9年～令和32年度までに必要な大規模改修を考慮した概算修繕額を把握し、維持管理計画の見直しをする必要がある。 そこで、維持管理計画の見直しを進めていくうえでの課題や着眼点を挙げ、その見直しについて検討及び実施プロセスについて述べること。
テ ー マ 特 定 2	内容	【経営戦略の見直しについて】 経営戦略については、社会経済情勢等の状況を十分に踏まえて見直しを行うこととしており、現状の経営状態を分析し、長期的な収入見通しの整理を行い、適切な維持管理の遂行、利用者の利便性向上、経営の合理化などの視点を踏まえ長期的な収支見込を検討する必要がある。 そこで、経営戦略の見直しを進めていくうえでの課題や着眼点を挙げ、その見直しの検討及び実施プロセスについて述べること。

(評価シート及び評価例)

評価項目		評価の着眼点	配点			評価	評価の 換算 計算	評価点			備考
			項目別	複数時 配分	項目別 配分			項目別 配分	複数時 配分	項目別	
配置 予定 技術 者の 経験 及び 能力	管理 技術者	過去10年間の規定業務の実績	25	10	5	A	5×5/5	5.0	8.0	22.0	①
		専任性(他業務との兼任状況)			5	B	5×3/5	3.0			②
	照査 技術者	過去10年間の規定業務の実績	5	5	A	5×5/5	5.0	5.0	③		
	担当 技術者1	専任性(他業務との兼任状況)	10	5	A	5×5/5	5.0	5.0	④		
	担当 技術者2	専任性(他業務との兼任状況)		5	A'	5×4/5	4.0	4.0	⑤		
工程表・ 実施方針・ その他	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	35	10	10	A	10×5/5	10.0	10.0	29.0	⑥
	業務 実施手順 (フロー・ 工程表)	実施手順の妥当性		15	5	B	5×3/5	3.0	13.0		⑦
		業務量把握、人員体制の妥当性			10	A	10×5/5	10.0			⑧
	その他	重要事項の指摘(特定テーマに対する 技術提案の内容を除く)		10	10	B	10×3/5	6.0	6.0		⑨
特定 テーマ に対する 技術 提案	特定 テーマ1	的確性	60	30	10	A	5×5/5	10.0	24.0	54.0	⑩
		キーワードの網羅			10	B'	5×2/5	4.0			⑪
		実現性			10	A	10×5/5	10.0			⑫
	特定 テーマ2	的確性	30	5	A	5×5/5	5.0	30.0	⑬		
		キーワードの網羅		5	A	5×5/5	5.0		⑭		
		実現性		10	A	10×5/5	10.0		⑮		
		独創性		10	A	10×5/5	10.0		⑯		
合計(120点満点)			120.0			105.0					

(2)技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目			評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	管理技術者が規定業務すべての実績を有している	—	—	—	管理技術者が規定業務のうち1つの実績を有している	①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	②
	照査技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	照査技術者が規定業務すべての実績を有している	—	—	—	照査技術者が規定業務のうち1つの実績を有している	③
	担当技術者1	専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	④
	担当技術者2	専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	⑤

(3)提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
実施 工程針 表・実 施のフ ロワー ・	業務の 理解度	目的、内容の理解	目的、内容の理解 が特に優れてい る。	—	左右に該当しない	—	目的、内容の理解 が十分とは言えな い。	⑥
	業務実施 手順 (フロー・工程表)	実施手順の妥当性	業務の実施手順が 妥当であり、非常 に実効性のある工 程である。	—	業務の実施手順が 妥当である。	—	業務の実施手順が 十分とは言えな い。	⑦
		業務量の把握、 人員体制の妥当性	業務量の把握が優れて おり、必要とする各専門 分野（土木施設、建築 施設、機械設備、電気設 備）すべてを補う体制を 整え、且つ、不測の事態 にも対応できる人員体 制である。	業務量の把握が優れて おり、必要とする各専門 分野（土木施設、建築 施設、機械設備、電気設 備）すべてを補う体制を 整えている、又は、不測 の事態にも対応できる 人員体制である。	業務量に応じた人 員体制である。	—	業務量の把握、人 員体制が不十分で ある。	⑧
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に 示されていない独 自の視点での指摘 があり、効果的な 方策が提案されて いる。	—	技術提案説明書に 示されていない独 自の視点での指摘 がある。	—	技術提案説明書に 示されていない独 自の視点での指摘 はない。	⑨
特定テ ーマ1に 対する 技術提 案	的確性	課題の理解度	課題とともに根拠 が示されており、 理解が特に優れて いる。	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠 くなど、課題把握 として十分とは言 えない。	⑩
		キーワードの網羅	必要なキーワード が全て網羅されて いる。(100%)	必要なキーワード が80%以上 100%未満、記載 されている。	必要なキーワード が60%以上80% 未満、記載されて いる。	必要なキーワード が40%以上60% 未満、記載されて いる。	必要なキーワード が40%未満であ り十分とは言えな い。	⑪
	実現性	説得力、提案内容の裏付け があるか	提案内容に具体性 及び説得力があ り、実現性に対す る理解が特に優れ ている。	—	左右に該当しない	—	提案内容に具体性 がない。	⑫
特定テ ーマ2に 対する 技術提 案	的確性	課題の理解度	課題とともに根拠 が示されており、 理解が特に優れて いる。	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠 くなど、課題把握 として十分とは言 えない。	⑬
		キーワードの網羅	必要なキーワード が全て網羅されて いる。(100%)	必要なキーワード が80%以上 100%未満、記載 されている。	必要なキーワード が60%以上80% 未満、記載されて いる。	必要なキーワード が40%以上60% 未満、記載されて いる。	必要なキーワード が40%未満であ り十分とは言えな い。	⑭
	実現性	説得力、提案内容の裏付け があるか	提案内容に具体性 及び説得力があ り、実現性に対す る理解が特に優れ ている。	—	左右に該当しない	—	提案内容に具体性 がない。	⑮
	独創性	経営戦略の見直しに寄与 する独自の効果的な提案 があるか	独自の効果的で説 得力がある提案が 3つ以上ある。	独自の効果的で説 得力がある提案が 2つある。	独自の効果的で説 得力がある提案が 1つある。	—	効果的な提案が 見られない。	⑯

参加表明に必要な提出書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	参加表明書(様式－1)	○	
2	企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績書(様式－2)	○	
3	業務実施体制書(様式－3)	○	
4	予定技術者経歴書(様式－4)	○	
5	予定技術者の過去 10 年間の規定業務実績書(様式－5)	○	
6－1	設計業務特別共同企業体結成届(様式－6の1)		
6－2	設計業務特別共同企業体協定書(様式－6の2)		
7	企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、 業務実績を証明できる書類	○	

技術提案書提出に必要な書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	技術提案書(鏡)(様式－7)	○	
2	業務実施計画書(様式－8)	○	
3	特定テーマに対する技術提案書(様式－9)	○	
4	その他(様式－10)		
5	見積書	○	